

加太南地区緑地協定書

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。）第45条第1項の規定に基づき、同2項に定める区域内における緑化に関する事項を定め、住宅地としての良好な環境を確保する事を目的とする。

(協定の名称)

第2条 本協定は、加太南地区緑地協定（以下「本協定」という。）と称する。

(協定の区域)

第3条 本協定の区域は、富田林市加太一丁目他の別添区域図の範囲とする。

(協定の締結)

第4条 本協定は、協定区域内における土地の所有者並びに建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の全員の合意により締結するものである。

(協定の効力)

第5条 本協定は、認可公告のあった日以降において協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力を有する。

(協定の変更・廃止)

第6条 協定区域内の土地所有者等は、本協定において定めた事項を変更しようとするときは、土地所有者等の全員の合意を以って決定し、富田林市長の認可を受けねばならない。

2 協定区域内の土地所有者等が本協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもって決定し、富田林市長の認可を受けねばならない。

(植栽等の義務)

第7条 本協定を締結した土地所有者等（以下「協定締結者」という。）は本協定の定めるところにより、協定区域内の各自の敷地に樹木を植栽及び既存の樹木を保全する義務を負う。なお、本協定に基づく植栽については、認可後における建築物等の建築時に行うものとする。

(樹木の種類)

第8条 協定区域内に新たに植栽する樹木等の種類は、低木及び中高木とする。

(樹木等を植栽及び保全する場所)

第9条 協定区域内の樹木等を植栽及び保全する場所は、出来る限り道路に面する場所において緑被率を敷地の10%以上とする。（中高木は1本当たり5㎡とみなす。）

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期限は、本協定の認可のあった日から起算して20年間とする。

(運営委員会の設置)

第11条 本協定に関する事務を円滑に実施するため、協定締結者の互選により若干名を加太南地区緑地協定運営委員に選出し、選出された者で「加太南地区緑地協定運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員の互選により委員長を選出する。

3 委員会の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協定に違反した場合の措置)

第12条 委員会は、協定締結者が協定事項に違反した場合は、その違反によって協定の目的が損なわれる恐れがあると認めるときは、違反者に対して、義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずる事が出来る。

2 違反者が前項の請求に応じない場合は、委員会は、自ら又は第三者をして、当該違反行為がなかったと同じ状態を実現し、その要した費用を違反者から徴収する事が出来る。

3 本協定の有効期間内における違反者に対する措置に関しては、有効期間満了後もなお効力を有する。

附 則

1 本協定書本文は2部作成し、1部を富田林市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配付する。

2 本協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有権を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、本協定書の写しを譲り渡す義務を負う。

3 この協定は、市長の認可の公告があった日から効力を発する。